

秋田県告示第491号

秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号）第4条第1項第13号及び第14号に規定するあわび漁業及びなまこ漁業について、同規則第11条第1項及び第2項に規定する制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を次のとおり定めたので公示する。

令和4年12月6日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 制限措置の内容

漁業種類の名称	水産動植物の種類	漁具の種類その他漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可をすべき漁業者の数	漁業を営む者の資格
あわび漁業	あわび	潜水（素潜り又は簡易潜水器に限る。）又は磯見に限る。	秋田市沿岸	7月1日から8月31日まで	定めなし	定めなし	5	秋田市に住所又は漁業根拠地を有する者
							2	男鹿市船川港から船越までの区域に住所又は漁業根拠地を有する者
なまこ漁業	なまこ	潜水（素潜り又は簡易潜水器に限る。）又は磯見に限る。	能代市沿岸	1月1日から4月30日まで及び7月1日から8月31日まで	定めなし	定めなし	8	山本郡八峰町又は能代市に住所又は漁業根拠地を有する者
			男鹿市船川港沿岸				8	男鹿市船川港に住所又は漁業根拠地を有する者
			秋田市沿岸				5	秋田市に住所又は漁業根拠地を有する者
							1	男鹿市船川港から船越までの区域に住所又は漁業根拠地を有する者

2 許可を申請すべき期間

令和4年12月6日（火）から同月23日（金）まで

3 その他

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年1月1日から同年12月31日までとする。